

# 矢板市デジタル戦略

(兼 矢板市官民データ活用推進計画)

Ver. 1.2

矢板市



## 目 次

第1章 戦略の概要	P 1
第1節 戦略策定の目的	P 1
第2章 デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは	P 2
第1節 デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは	P 2
第2節 自治体におけるDX推進の意義	P 2
第3章 戦略策定の背景	P 3
第1節 社会的課題	P 3
第2節 デジタル技術の進展	P 5
第3節 多様化するニーズとデジタル社会に対する期待	P 7
第4節 デジタル化に関する国の動向	P10
1. 官民データ活用推進基本法	P10
2. デジタル手続法	P11
3. デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針	P11
4. デジタル改革関連法	P11
5. 個人情報保護に関する法律の一元化	P12
第5節 国のDX推進	P13
第6節 栃木県のDX推進	P14
1. とちぎデジタル戦略	P14
2. 栃木県デジタル社会形成推進条例	P15
第4章 戦略の位置付け	P16
第1節 戦略の位置付け	P16
第2節 計画期間	P16
第5章 デジタル戦略ビジョンと基本方針	P17
第1節 デジタル戦略ビジョン	P17
第2節 デジタル戦略基本方針「5つの柱」	P18
【行政のDX】	
基本方針1. 「行かなくても“できる”市役所」を目指します	P19
基本方針2. 「デジタルを活用した業務効率の高い市役所」を 目指します	P19
【暮らしのDX】	
基本方針3. 住みやすい矢板のために「市民生活のデジタル化」を 促進します	P20
【産業のDX】	
基本方針4. 「デジタルを活用した産業の活性化」を推進します	P20
【学びのDX】	

基本方針 5. 「新時代に対応した人“財”づくり」を推進します	----	P21
第 6 章 個別戦略	-----	P22
第 1 節 「行かなくても“できる”市役所」を目指します	-----	P22
1. 行政手続のオンライン化の推進【重点取組】	-----	P22
2. 公金収納における eLTAX の活用【重点取組】	-----	P23
3. マイナンバーカードの普及促進、利活用の推進【重点取組】	----	P23
4. セキュリティ対策の徹底【重点取組】	-----	P24
第 2 節 「デジタルを活用した業務効率の高い市役所」を 目指します	-----	P25
1. ガバメントクラウドへの移行【重点取組】	-----	P25
2. 徹底した業務プロセス見直しの推進	-----	P25
3. AI・RPAなどのデジタルを活用した業務効率化の推進 【重点取組】	-----	P26
4. 災害対策	-----	P27
第 3 節 住みやすい矢板のために「市民生活のデジタル化」を 促進します	-----	P28
1. 市民に対するDX支援	-----	P28
2. 暮らしのデジタル化の促進	-----	P29
3. 社会実装を目指した各種実証実験の推進	-----	P29
第 4 節 「デジタルを活用した産業の活性化」を推進します	-----	P31
1. 市内企業等のデジタル化、DXの推進	-----	P31
2. AI・IoT・ロボットなどの最先端技術の利用促進	-----	P31
3. オープンデータの推進	-----	P32
4. データ活用や社会実験を促進するビッグデータの整備と プラットフォームの構築	-----	P32
5. 超高速通信環境の早期整備	-----	P33
第 5 節 「新時代に対応した人“財”づくり」を 推進します	-----	P34
1. 市民に対する学びの提供	-----	P34
2. 地域におけるデジタル人材の確保育成	-----	P34
3. 社会変革の中でも市民に必要とされる職員の育成	-----	P35
4. GIGAスクール構想を通じたデジタル教育の更なる推進	----	P35
第 7 章 戦略の推進と進行管理	-----	P37
第 1 節 戦略の推進体制	-----	P37
第 2 節 戦略の進行管理	-----	P38
用語集	-----	P39

## 付 録 個別戦略一覧表（第6章関連）

※デジタルの分野では、聞き慣れない言葉が出てきます。そういった専門用語等、分かりづらく説明が必要なものについては、注釈を付け、用語集に掲載しました。

## 第1章 戦略の概要

### 第1節 戦略策定の目的

近年、デジタル技術を活用したサービスは、急速なスピードで進展しており、市民の生活にも大きな変化をもたらしています。

平成22年に約10%であったスマートフォンの世帯保有率は、令和2年には80%を超え、第4世代移動通信システム（4G）の開始による通信速度の高速化と併せて、大容量のコンテンツの利用が可能となりました。また、第5世代移動通信システム（5G）は、通信インフラの超高速化・大容量化を更に促進し、あらゆるものがインターネットに接続するIOT<sup>(注10)</sup>時代をもたらすと予想されることから、政府の提唱する「Society 5.0<sup>(注12)</sup>」の実現に向けた、デジタル化の基盤となることが期待されています。

また、政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月25日、内閣府）」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しました。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大によって人々の生活様式が大きく変化する中、行政手続においては、いまだ所管する行政機関への来庁が必要であったり、申請内容や保有する様々な情報を行政機関が横断的に共有できなかったりと、行政のデジタル化に対する課題が明らかとなりました。

これらに対応する上で、市民に対する身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、持続的で効率的な行政運営と、安心・安全を前提とした「市民に優しいデジタル化」を実現するためのデジタル変革が必要とされてきています。

このような状況を踏まえ、矢板市においては、デジタル変革による社会全般の急速な変化に柔軟に対応し、全ての市民一人一人がそれぞれの幸せを感じながら生き生きと暮らせる社会を実現するために、「矢板市デジタル戦略」を策定することとしました。



## 第2章 デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは

### 第1節 デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは

デジタル・トランスフォーメーション（DX）は、2004年にウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が提唱した概念で、「ICT<sup>(注6)</sup>の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」というものでした。

日本においては、平成30年12月に経済産業省が公表した「DX推進ガイドライン」において、DXを、「データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しました。

政府は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）」において、DXを、「将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること」と定義しています。

また、令和3年版情報通信白書においては、現在、世の中で使われているDXの定義は厳密には一致しておらず、使い方も人や場面によってまちまちであるとしながらも、「社会の根本的な変化に対して、既成概念の破壊を伴いながら新たな価値を創出するための改革」としています。

総務省の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画（令和2年12月25日）」では、自治体に求められるDXについて、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI<sup>(注1)</sup>等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと」としています。

### 第2節 自治体におけるDX推進の意義

自治体においては、DXを推進することで既存の価値観や枠組みをデジタル活用の面から見直していくことで効率化を図り、また、市民生活や地域社会をより良いものに「変革」していくことが期待されています。

しかし、自治体におけるDXは前例が乏しいことから実績も少なく、変化も激しいという特徴から、従来の経験則に基づいた手法では、実施に至る判断が難しいことが想定されます。しかしながら、DXを進めることでデータや根拠に基づく政策や施策の決定（EBPM<sup>(注4)</sup>）が容易になると考えられます。

本市では、職員から市民、事業者に至るまで、一貫した情報共有と理解（学び）の中でデジタルを利活用するノウハウを蓄積し、それぞれの分野においてDXを推進していくための環境を整備していきます。

### 第3章 戦略策定の背景

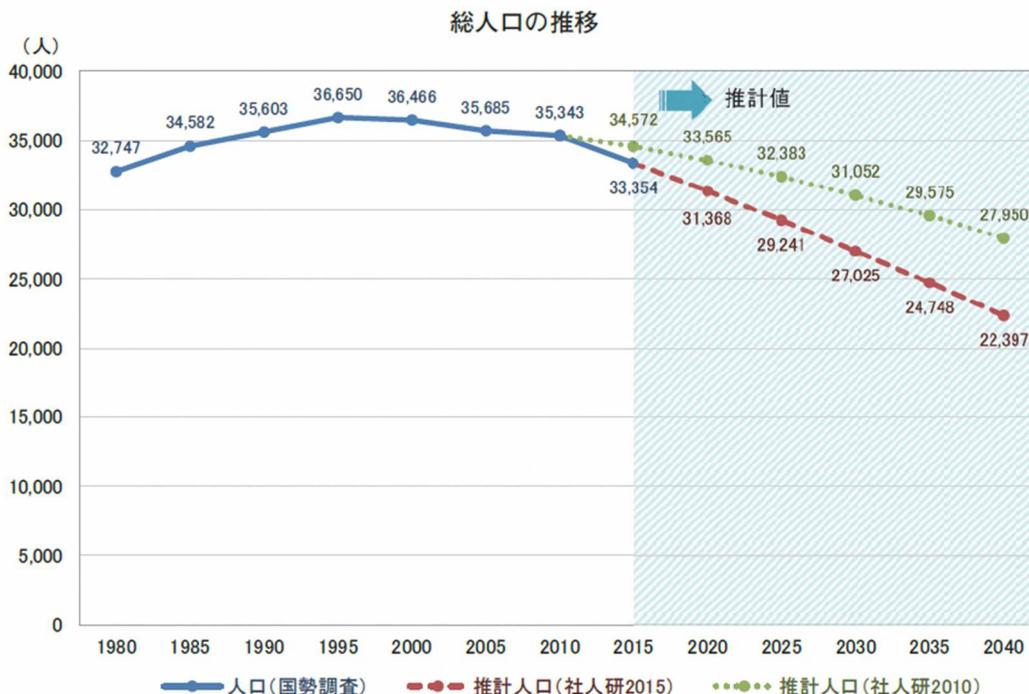
#### 第1節 社会的課題

我が国では、少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向は継続し、地方においては人口、特に生産年齢人口が減少している状況です。

総務省統計局による労働力調査（2022年調査）の概要によると、女性や高齢者の労働力人口は増えているものの、2019年を境に微減に転じています。

さらに、内閣府の令和4年版少子化社会対策白書によると、新型コロナウイルスの影響による2020年以降の出生数の減少傾向が指摘されており、少子化が前倒しで進行することが見込まれます。

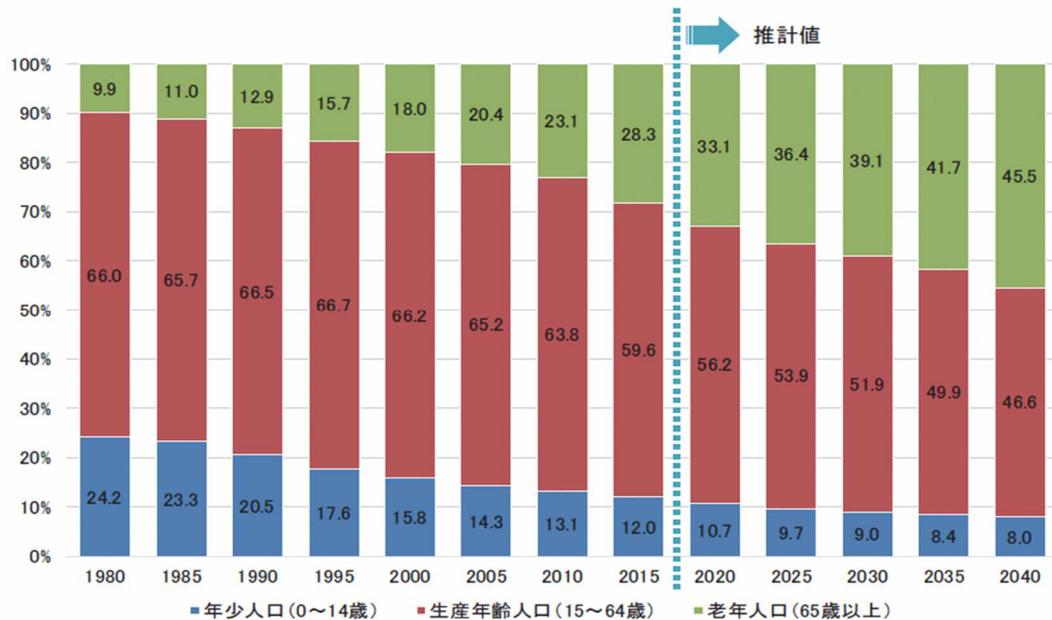
本市の人口は、1995（平成7）年まで増加していましたが、その後は減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の推計値を前回推計（2010年）と比較すると、2010（平成22）年から2018（平成30）年の人口の減少幅が前回推計よりも大きかったことが影響を及ぼし、2040（令和22）年人口の今回推計値は、前回推計の約28,000人から約22,400人に減少しています。



実績値は国勢調査、推計値は「人口動態分析・将来人口推計のためのワークシート」（社人研推計準拠）より作成

また、年齢3区分別の人口割合の推移を見ると、2000（平成12）年に老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を初めて上回り、その後も少子高齢化の傾向は継続して、2015（平成27）年は老年人口（28.3%）が年少人口（12.0%）の2倍以上となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、老年人口は2020（令和2）年に30%、2035（令和17）年に40%を超え、2040（令和22）年には45.5%となることが予測されています。

年齢3区分別人口割合の推移

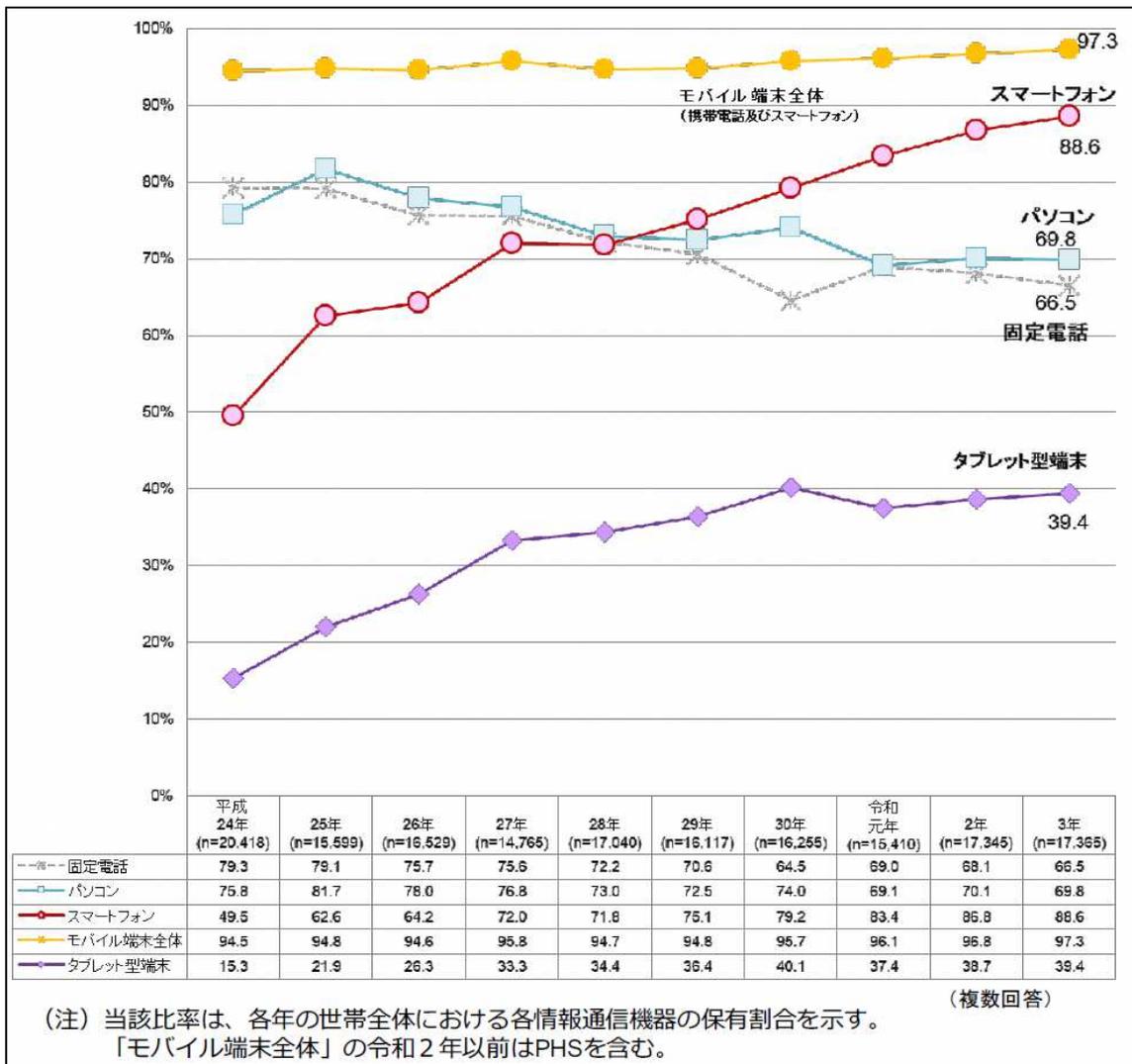


実績値は国勢調査、推計値は「人口動態分析・将来人口推計のためのワークシート」（社人研推計準拠）より作成

こうした数値や推計に鑑みると、矢板市においても、近い将来、人口や労働力の減少にさらに拍車がかかっていくことが予想されます。今後、人口減少社会にあつては、現状と比較し少ない労働力で現在の社会水準を維持していくために、デジタルを活用した持続可能性の向上や、仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出は不可欠であると考えます。

## 第2節 デジタル技術の進展

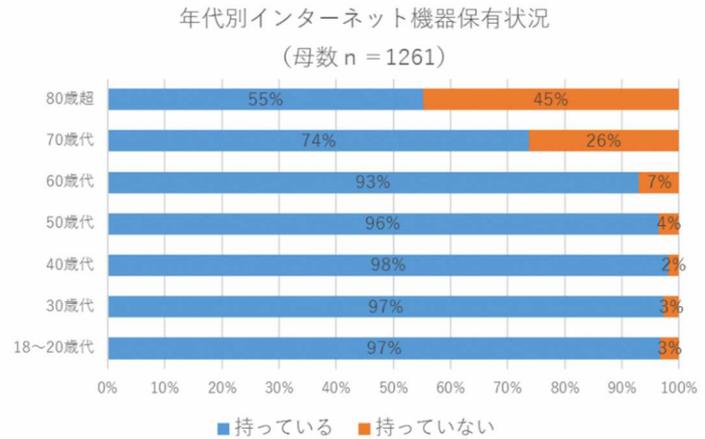
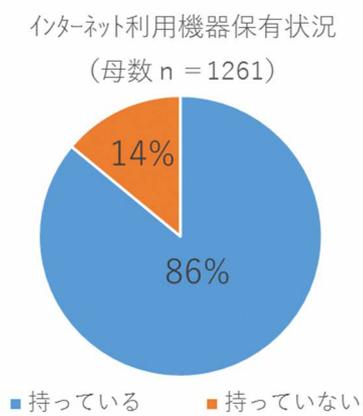
総務省の調査によると、スマートフォンを保有している世帯の割合は令和3年においては88.6%（前年から1.8ポイント増）となっており、個人のスマートフォン保有割合も増加傾向となっています。



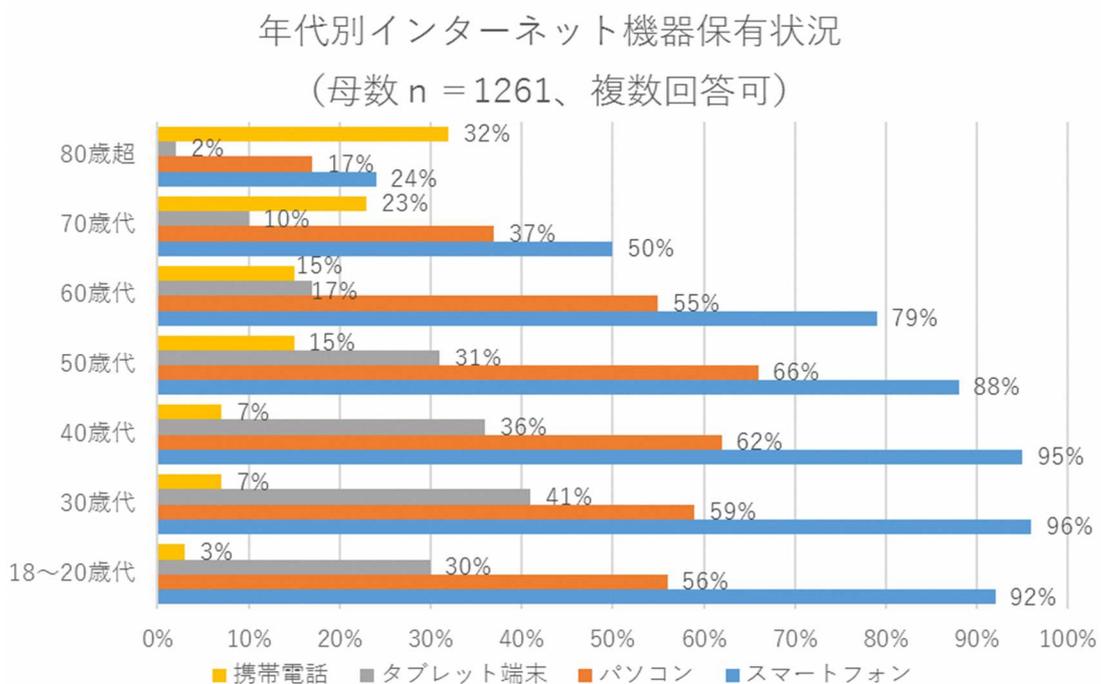
出典：令和3年通信利用動向調査（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/220527\\_1.pdf](https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/220527_1.pdf)

なお、本市のインターネット利用機器の保有状況を見ると、令和3年度に行った「矢板市の広報に関するアンケート」では、個人の約86%がインターネットを利用できる機器を保有しており、本市においてもインターネット環境の普及が進んでいると言えます。



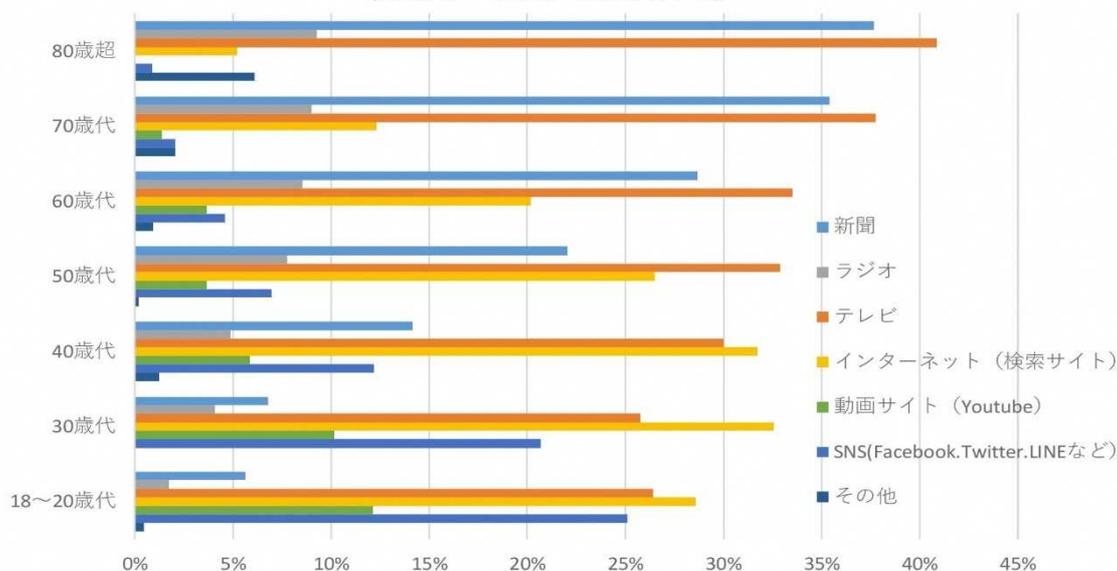
また、本市の年代別インターネット機器保有状況を見ると、スマートフォンは60歳代においても約79%が保有するなど、幅広い年代の市民にとって日々の生活で欠かせないツールとなっています。



### 第3節 多様化するニーズとデジタル社会に対する期待

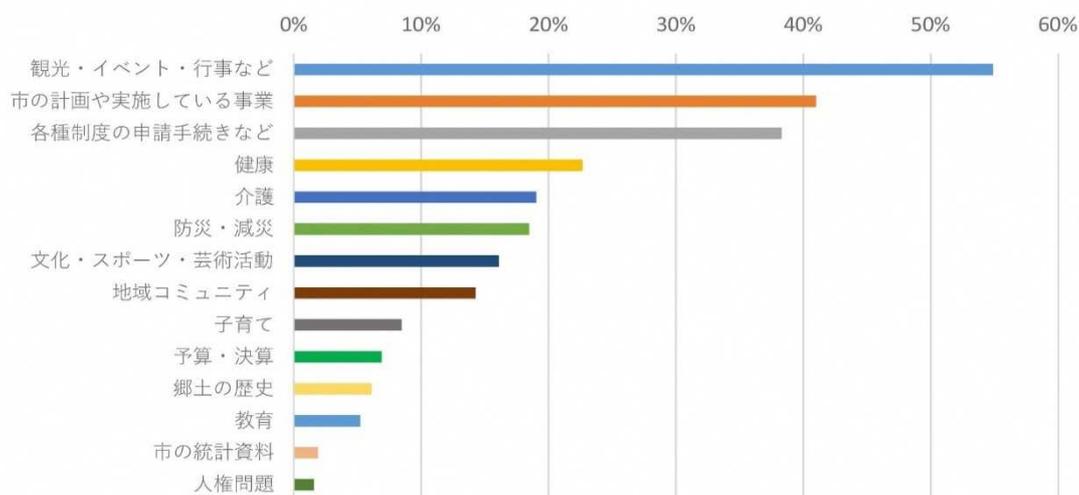
近年の我が国における社会の成熟とグローバル化は、多様な価値観が認められる社会をもたらし、人々のライフスタイルも多様化しています。本市においても、日常生活に関する情報収集は、50歳未満ではテレビよりインターネットの割合が大きく、また、年齢層が低くなるにつれてSNS<sup>(注14)</sup>などの利用割合が大きくなっており、デジタルの利用が身近なものとなっています。

年代別 日常生活に関する情報収集手段  
(母数 n = 1261、複数回答可)



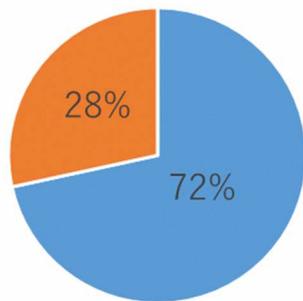
また、市民生活における情報ニーズも多様化しています。そのため、市民のニーズを把握し、マッチした情報を提供できるような仕組みづくりが必要となってきています。

市民生活における情報ニーズ  
(母数 n = 1261、3項目まで複数回答可)



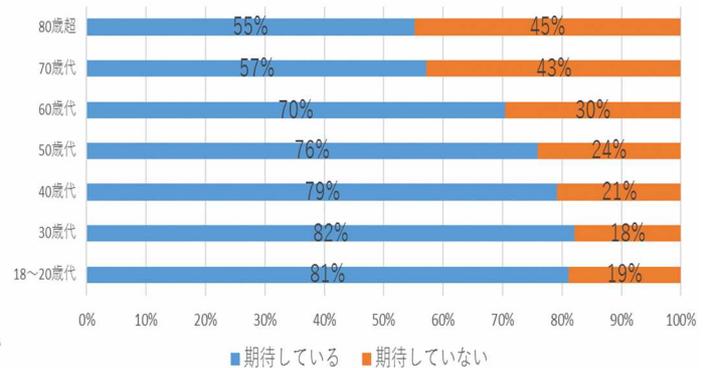
本市における社会のデジタル化に対する期待度は 72%と高く、年代が低くなるにつれ高くなる傾向にあり、社会の生産活動の主力である生産年齢人口が特に高い期待を持っていることが分かります。

社会のデジタル化の期待度  
(母数 n = 1261)



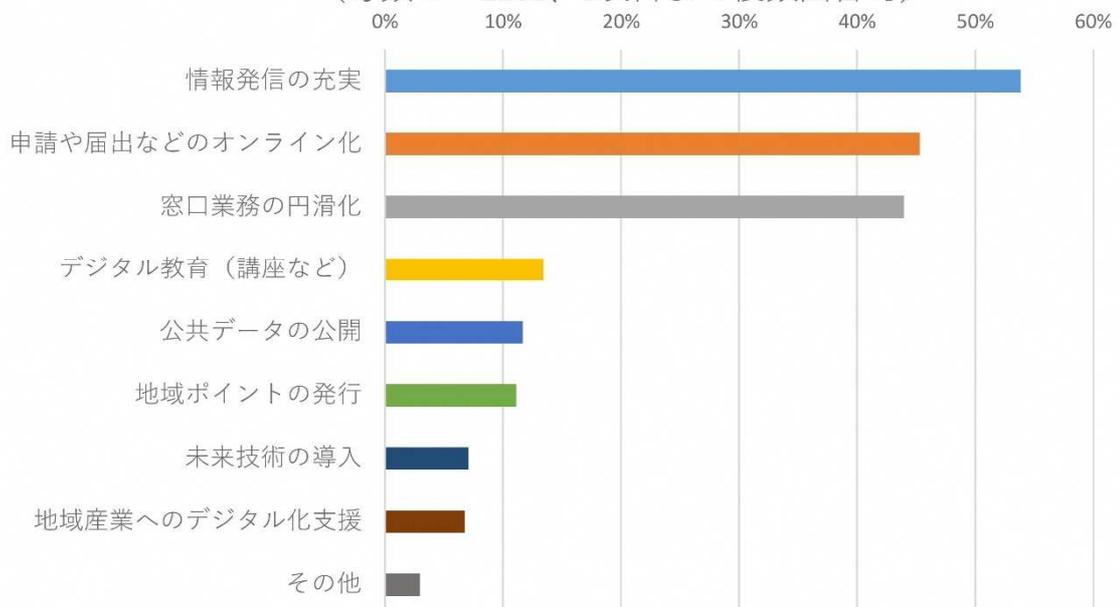
■ 期待している ■ 期待していない

年代別 社会のデジタル化に対する期待度  
(母数 n = 1261)



期待するデジタル化の取組では、「情報発信の充実」、「申請や届出などのオンライン化」、「窓口業務の円滑化」の3項目で 72%を占めており、市民は行政のデジタル化について高い期待を持っていることが分かります。

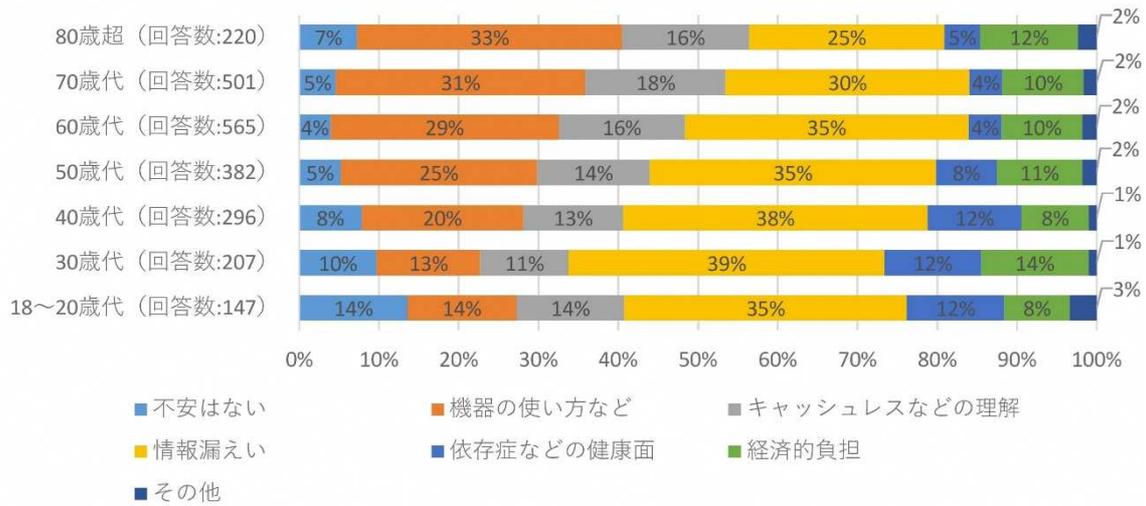
期待するデジタル化の取組  
(母数 n = 1261、3項目まで複数回答可)



デジタル化に対する不安では、年代が上がるにつれて、機器の使い方やキャッシュレスなどの理解に不安がある方が多い傾向にあり、年代に応じた取組が必要となることが分かります。

加えて、いずれの世代においても、情報漏えいに対する不安が多く、デジタル機器を利用する頻度の増加が背景にあると推察されます。

年齢別 デジタル化に対する不安

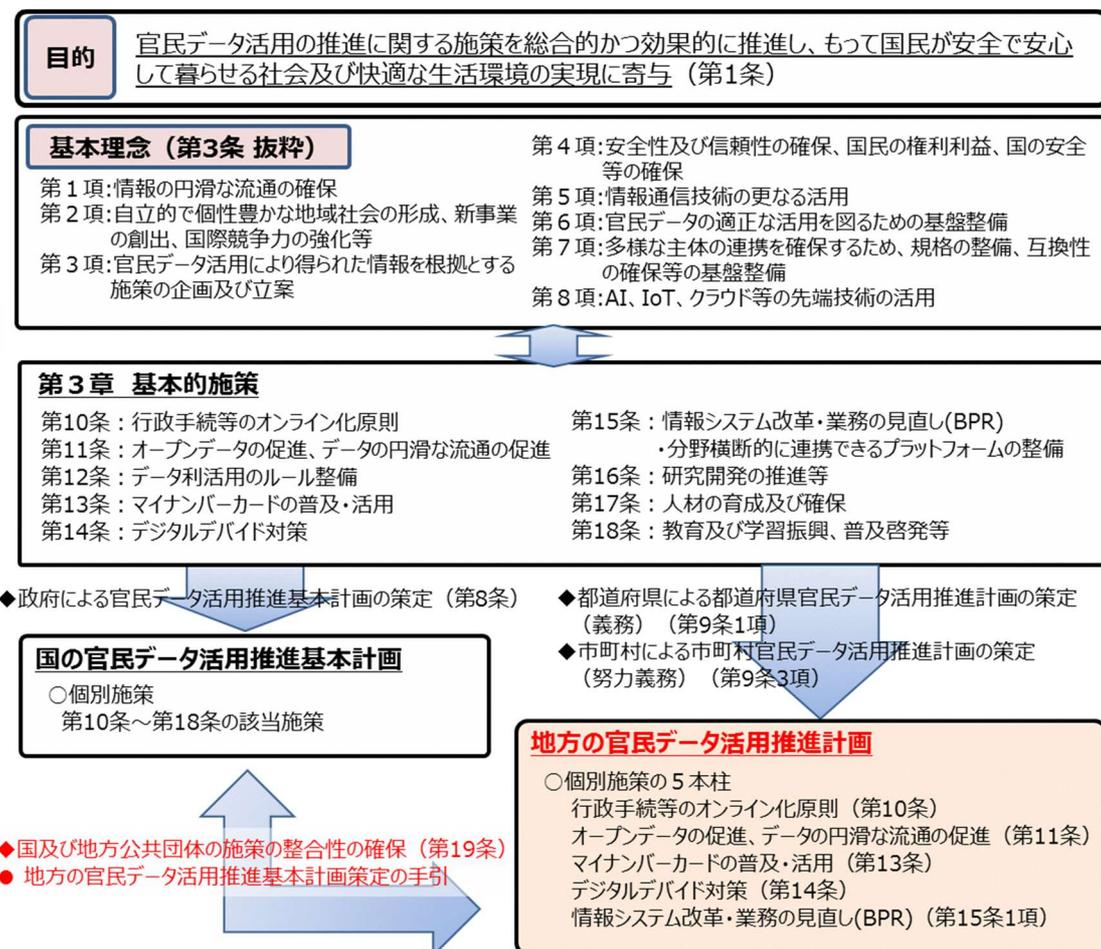


## 第4節 デジタル化に関する国の動向

### 1. 官民データ活用推進基本法

官民データ活用に関し、基本理念を定めた「官民データ活用推進基本法（平成28年12月14日施行）」では、地方公共団体が推進する施策として、行政手続等のオンライン化、オープンデータ<sup>(注15)</sup>の促進・データの円滑な流通の促進、マイナンバーカード<sup>(注20)</sup>の普及・活用、デジタルデバインド<sup>(注20)</sup>対策、情報システム改革・業務の見直し（BPR<sup>(注2)</sup>）の5つが示されました。

市町村においては、この5つについて地域の実情に応じた取組を検討し、「市町村官民データ活用推進計画」の策定に努めることとされています。



出典：「地方の官民データ活用推進計画策定の手引」（内閣官房）

<https://cio.go.jp/chihou-tebiki>

## 2. デジタル手続法

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目標とした「デジタル手続法<sup>(注21)</sup>(令和元年12月施行)」では、①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップのデジタル3原則が定められ、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させることが求められています。

### デジタル手続法の概要 (令和元年12月施行)

デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

#### ○行政手続オンライン化法の改正

##### デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①**デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②**ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③**コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

##### 行政手続のデジタル化のために必要な事項

<h6>行政手続におけるデジタル技術の活用</h6> <ul style="list-style-type: none"><li><b>行政手続のオンライン原則</b><ul style="list-style-type: none"><li>・国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、<b>オンライン化実施を原則化</b>（地方公共団体等は努力義務）</li><li>・<b>本人確認や手数料納付もオンラインで実施</b>（電子署名等、電子納付）</li></ul></li><li><b>添付書類の省略</b><ul style="list-style-type: none"><li>・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、<b>添付を不要とする規定を整備</b>（登記事項証明書（令和2年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等）</li></ul></li></ul>	<h6>デジタル化を実現するための情報システム整備計画</h6> <ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン化、添付書類の省略、<b>情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等</b></li></ul> <h6>デジタルデバイドの是正</h6> <ul style="list-style-type: none"><li>・デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）</li></ul> <h6>民間手続におけるデジタル技術の活用の促進</h6> <ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化</li><li>・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施</li></ul>
---	--

出典：「デジタル手続法の概要」（内閣官房）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/pdf/digital\\_gaiyo.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/pdf/digital_gaiyo.pdf)

## 3. デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

政府は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(令和2年12月25日、内閣府)」において、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示し、「人に優しいデジタル化」や、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現などを示すとともに、IT基本法の全面的な見直しと、デジタル庁設置の基本方針を定めました。

## 4. デジタル改革関連法

令和3年5月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立・公布されました。デジタル社会形成基本法

において、デジタル社会の形成に関し、地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、実施することとされました。

また、令和3年6月には、デジタル社会形成基本法に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。

#### (1) デジタル社会の実現に向けた構造改革

デジタル社会の目指す姿を実現する上で、国や地方公共団体の情報システムの改革に取り組むだけでは、書面や対面などデジタル活用を前提としていない規制・制度や行政組織の縦割りによって一部だけのデジタル化しか達成できない場合が多く、不十分という問題意識の下、令和3年11月に「デジタル臨時行政調査会」が創設され、デジタル改革、規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進することになりました。

#### (2) デジタル田園都市国家構想基本方針

政府は、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月1日、内閣府）において、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を掲げ、ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組のほか、人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中、地域産業の空洞化等の解決すべき地方の社会課題に対して、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援についてデジタル実装を通じて取り組むことを示しました。

この中で、国は、基本方針を通じて、中長期的な方向性を提示して地方の取組を支援し、地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進することを求めています。

### 5. 個人情報保護に関する法律の一元化

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本に統合され、令和4年に改正された個人情報保護法については、令和5年4月から地方公共団体についても適用されました。それに伴い、これまで独自に制定した個人情報保護条例を適用していた地方公共団体について全国的な共通ルールが定められることにより、制度面でのデータの流通基盤が整備されれば、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進と相まって、自治体におけるデータ活用の可能性が拡大することが見込まれます。

## 第5節 国のDX推進

政府は、「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」において、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、全自治体で着実に進めていくため、令和2年12月に「自治体DX推進計画」を策定しました。

### 自治体DX推進計画の対象期間等・自治体の取組内容

#### 自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。  
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」において、「各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う」とことされている。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

#### 推進体制の構築

- 組織体制の整備 ○デジタル人材の確保・育成 ○計画的な取組み ○都道府県による市区町村支援

#### 重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化 ○マイナンバーカードの普及促進 ○行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進 ○テレワークの推進 ○セキュリティ対策の徹底

出典：「自治体DX推進計画の概要」（総務省）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000727132.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000727132.pdf)

同計画の策定以降、自治体DXに関連する様々な動きがあったことから、国において下記のとおり順次改定が行われました。

- ・令和4年9月2日 第2.0版 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組
- ・令和5年11月7日 第2.1版 自治体フロントヤード改革の推進
- ・令和5年12月22日 第2.2版 都道府県と市区町村の連携による推進体制の構築
- ・令和6年2月5日 第2.3版 公金収納におけるeLTAxの活用
- ・令和6年4月24日 第3.0版 自治体DXの重点取組事項等における全国の進捗状況

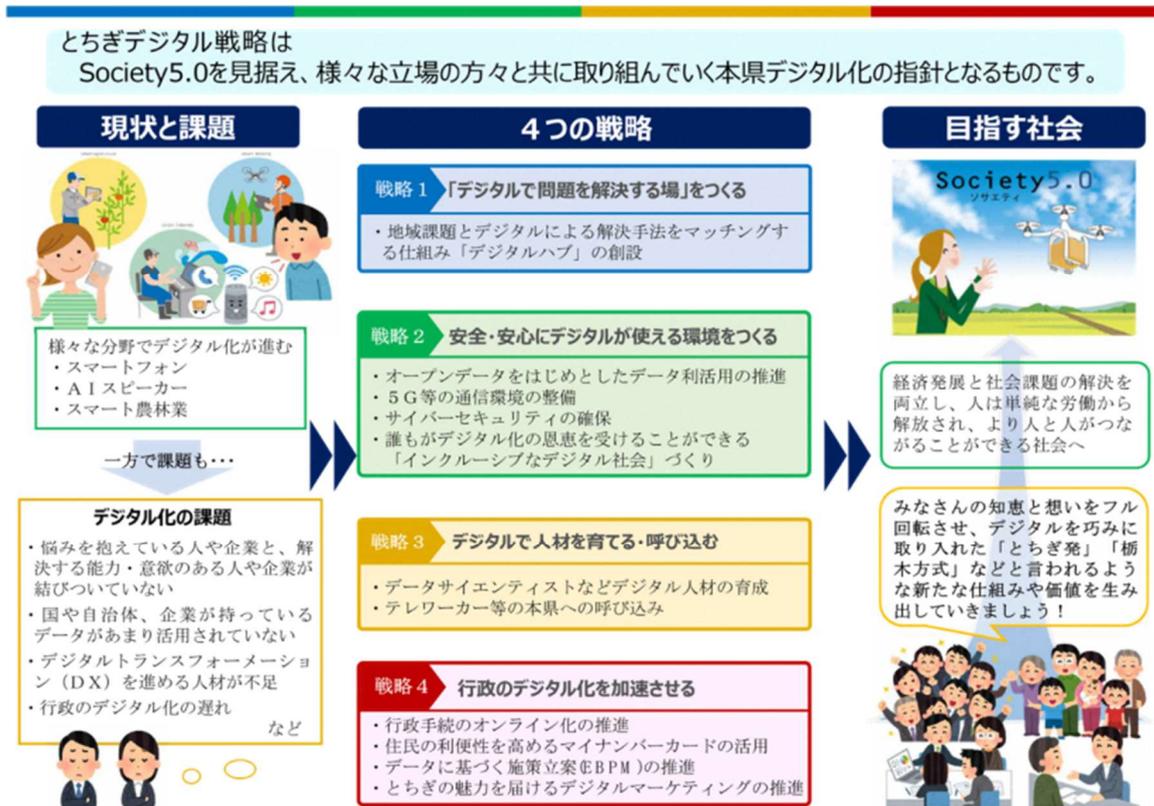
## 第6節 栃木県のDX推進

### 1. とちぎデジタル戦略

栃木県は、人と人との「つながり」や「交流」が進んだより豊かな社会を見据え、様々な立場の方とともにデジタル化に取り組むための指針として「とちぎデジタル戦略」を令和3年3月に策定しています。

具体的には、『①「デジタルで問題を解決する場」をつくる』、『②安全・安心にデジタルが使える環境をつくる』、『③デジタルで人材を育てる・呼び込む』、『④行政のデジタル化を加速させる』、といった4つの戦略を設定しています。

本市においては、「とちぎデジタル戦略」を踏まえ、栃木県と連携し、DXに対応していけるような戦略を展開していきます。



出典：とちぎデジタル戦略（栃木県）

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/a04/documents/20211130154957.pdf>

## 2. 栃木県デジタル社会形成推進条例

栃木県は、デジタル社会の形成に関し、県の基本理念を定め、また県の責務等を明らかにするとともに、施策を総合的に推進し、県民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与する目的で、「栃木県デジタル社会形成推進条例」を令和6年4月に制定しています。



### (1) 基本理念

- ① 安全で快適にデジタル技術を利用できること。
- ② デジタル人材が育ち、及び活躍できること。
- ③ デジタル技術の活用により、便利なサービスが提供され、及び情報を効果的かつ効率的に活用するための仕組みが構築されること。
- ④ 全ての県民が、デジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できること。

### (2) 責務等

- ・ デジタル社会の形成に関する総合的施策策定・実施、事業者及び県民への必要な支援
- ・ 県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策の相互連携・協力
- ・ 事業者のデジタル社会の形成に関する自主的かつ積極的な取組
- ・ 県民のデジタル技術の活用に関する理解と関心の深化

### (3) 施策

- ・ 便利に暮らすことのできる地域社会の実現
- ・ 安全で快適なデジタル技術の利用
- ・ デジタル人材の育成等
- ・ 情報システムの連携等
- ・ デジタル技術の利用のための能力等における格差の是正

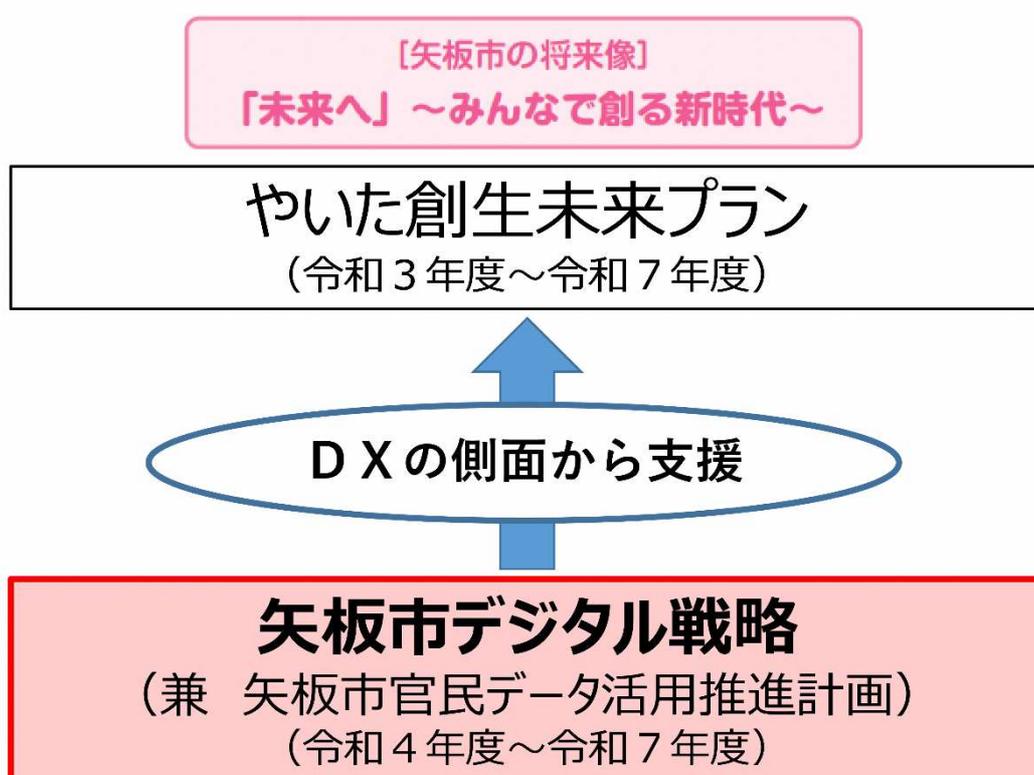
## 第4章 戦略の位置付け

### 第1節 戦略の位置付け

本市では、市政運営の基本指針である「矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定し、「やいた創生未来プラン」としています。

「矢板市デジタル戦略」は、これらの上位計画をDXの側面から支援し、「やいた創生未来プラン」が目指す矢板市の将来像に向けて推進していきます。

また、SDGs<sup>(注13)</sup>の掲げる「誰一人取り残さない」という理念に則り、人に優しいデジタル社会の構築に向けた取組みを推進します。



さらに、本戦略には、官民データ活用推進基本法に基づく「矢板市官民データ活用推進計画」を含むものとして位置付け、「行政手続等のオンライン化」、「オープンデータの促進・データの円滑な流通の促進」、「マイナンバーカードの普及・活用」、「デジタルデバイス対策」、「BPRの推進」について、具体的な施策を定めていきます。

### 第2節 計画期間

本戦略の「計画期間」は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

## 第5章 デジタル戦略ビジョンと基本方針

### 第1節 デジタル戦略ビジョン

本市では、デジタル変革に向けたビジョンを次のとおり掲げます。

**デジタルバリアフリーのまち やいた**  
まち・ひと・しごとを隔たりなく繋ぐ ～Society 5.0の実現～

「デジタルバリアフリー」という言葉には、デジタルが苦手な方や、地理的な制約、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるようにすることで「誰一人取り残さない」、「デジタルの敷居を下げていく」という意味のほかに、本市が新時代に適応していくための様々な障壁を突破することで、「いつでもどこでもみんながつながる、市民に寄り添う市役所」、「市民一人一人がそれぞれの幸せを感じながら生き生きと暮らすことができるまち」という意味を込めています。

「デジタルバリアフリーのまち やいた」を実現するために、本市は市民生活に密接に関連する“行政”、“暮らし”及び“産業”の3つの分野に加え、社会のデジタル化の流れから誰一人取り残さないために、“学び”の機会の拡充に力を入れ、市民に寄り添った形でビジョン達成を目指して施策を展開します。



市民生活に関わる分野



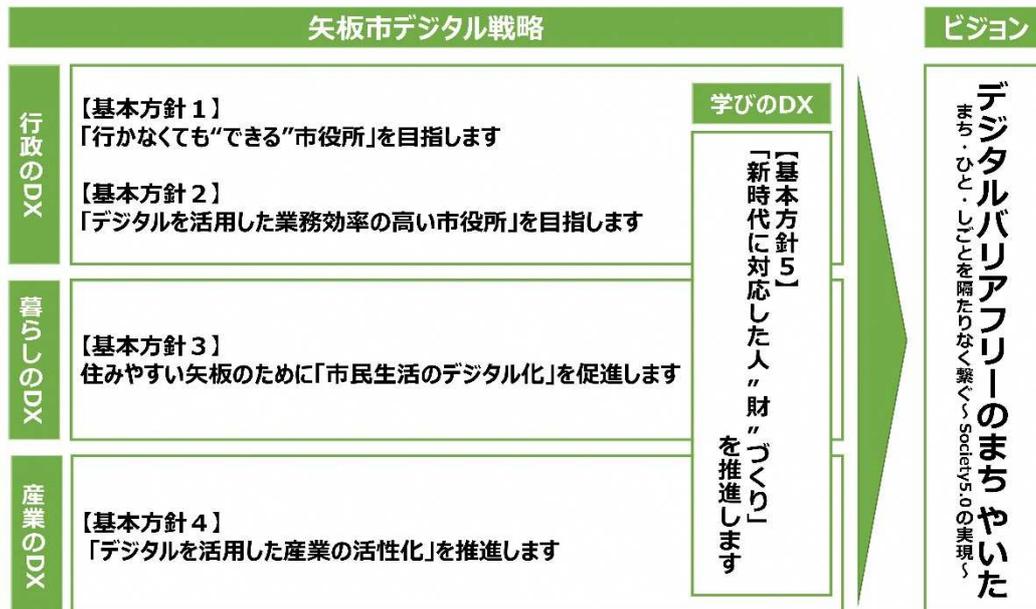
世代間デジタル格差のバリアフリー

## 第2節 デジタル戦略基本方針「5つの柱」

第1節で示したデジタル戦略ビジョンを達成するため、本市が掲げる5つの基本方針を定めました。

また、それぞれの基本方針の影響範囲を理解いただけるように、「行政」、「暮らし」、「産業」、「学び」の4つのDX分野に振り分けました。

この4つのDX分野及び5つの基本方針をもとに、個別戦略を展開していきます。



## 行政のDX

### 基本方針1. 「行かなくても“できる”市役所」を目指します

「いつでも・どこでも・かんたん・安全に」手続きや相談ができる環境の構築は、利便性を向上させるだけでなく、**全ての市民に対するデジタルバリアフリー**を実現させます。

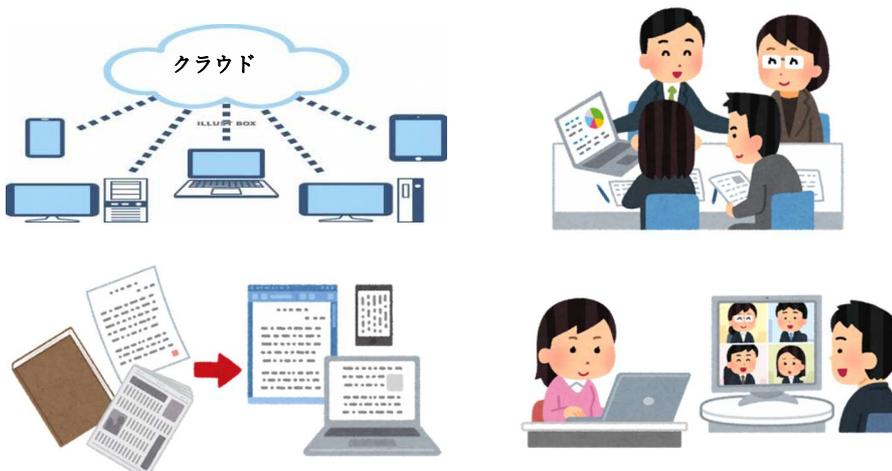
行政手続きのオンライン化や、マイナンバーカードの普及に対応した業務体制の構築を進めるとともに、セキュリティ対策の強化により、市民がオンライン申請や相談を安心して行える環境を構築します。



### 基本方針2. 「デジタルを活用した業務効率の高い市役所」を目指します

市民にとって、利用しやすい市役所を目指し、業務手順や決裁方法、会議の在り方を見直すことで生まれた仕事のゆとりを、新たな市民サービスの充実に注ぎます。

また、業務の効率化を図るだけにとどまらず、これまでの業務のやり方そのものを作り替え、職員にとっても働きやすい「**新しい働き方**」に対応していきます。



## 暮らしのDX

基本方針3. 住みやすい矢板のために「市民生活のデジタル化」を促進します

市民生活のデジタル化を促進することで日常生活（医療、福祉や買い物など各種サービス）を豊かにし、「矢板に来て良かった・住んで良かった」と実感できる、市民の様々な声を取り入れたまちづくりを進めるとともに、デジタルに関する相談の場を構築します。

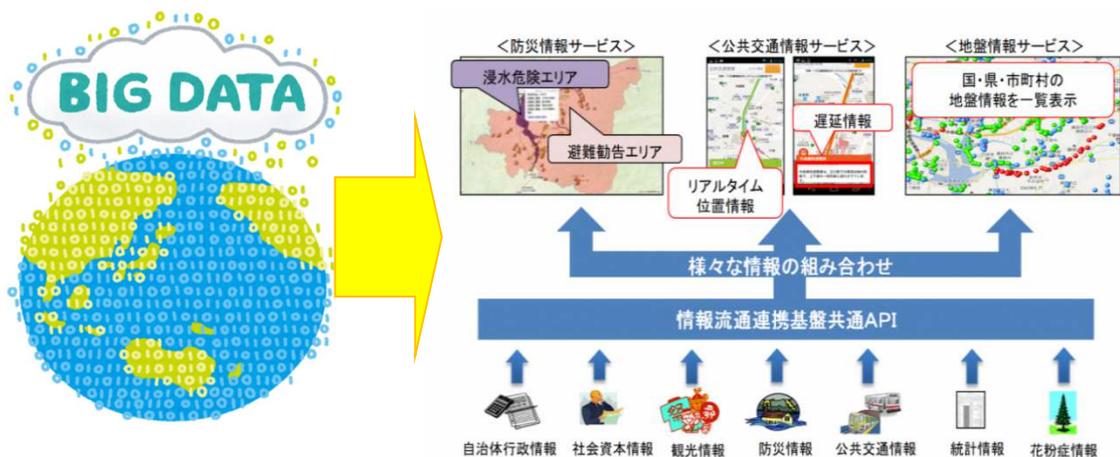


## 産業のDX

基本方針4. 「デジタルを活用した産業の活性化」を推進します

行政と市内企業等が相互に現状認識と情報共有を行い、明確な目標を持った上で、デジタル技術の実証実験等を通じ、地域産業におけるデジタル活用の可能性を追求していきます。また、行政の見える化や地域活性化を実現するため、オープンデータを整備します。

それにより、社会実験や事業開発が行われやすい環境を構築し、新時代に対応した事業の創出や企業の進出を促進します。



オープンデータ<sup>(注13)</sup> プラットフォーム<sup>(注25)</sup>

出典：総務省HP [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000262501.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000262501.pdf)

## 学びのDX

### 基本方針5. 「新時代に対応した人“財”づくり」を推進します

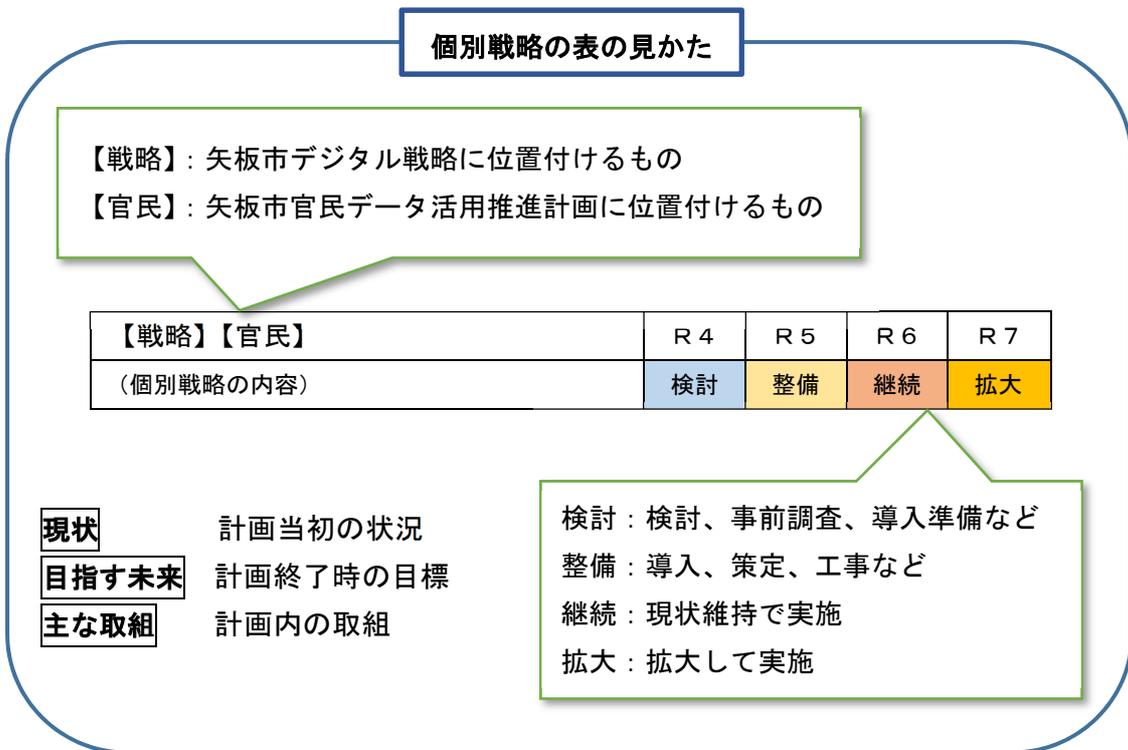
加速度的に社会のデジタル変革が進む中で、その流れから誰一人取り残さないために、新たな技術や新しい生活様式に対応できる人“財”の育成を進めます。

義務教育から生涯学習まで、市民の様々なステージに応じて、デジタル社会に適応するための学びを進めていきます。



## 第6章 個別戦略

この章では、基本方針を実現するための具体的な個別戦略について概要を記載します。



### 第1節 「行かなくても“できる”市役所」を目指します

「いつでも・どこでも・かんたん・安全に」手続や相談ができる環境の構築は、利便性を向上させるだけでなく、全ての市民に対するデジタルバリアフリーを実現させます。

行政手続のオンライン化や、マイナンバーカードの普及に対応した業務体制の構築を進めるとともに、セキュリティ対策の強化により、市民がオンライン申請や相談を安心して行える環境を構築します。

#### 1. 行政手続のオンライン化の推進【重点取組】

##### 現状

- ・行政手続のオンライン化が一部の手続に限られており、市民等は平日に市役所に行って手続しなければなりません。

##### 目指す未来

- ・市が行っている全ての行政手続についてオンライン化を検討し、市民等にとって利便性の高いものについて行政手続のオンライン化を実現します。

##### 主な取組

- ・各民間企業が提供する行政手続オンラインサービスについて、市民等にとって利便性が

高いことを評価基準に据えて導入を検討し、スマートフォンなどからの電子申請を拡充します。

- ・市民等が窓口を訪れたときに、申請書などに「書く作業」を可能な限り減らすことや、市役所での滞在時間の削減など、市民等にとって分かりやすく、かつサービスの利便性が向上するよう、窓口サービスのデジタル化を進めます。
- ・現在、行政手続の際に添付を求めている各種証明書について、証明書の添付を省略できる手続を増やすなど、デジタル化による利便性の向上を進めます。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
行政手続のオンライン化の推進	整備	継続		拡大

## 2. 公金収納における eLTAX の活用【重点取組】

### 現状

- ・eLTAX（地方税ポータルシステム）について、市税のみの取り扱いに限られています。

### 目指す未来

- ・市が取り扱うほぼ全ての公金について、令和8年9月までに eLTAX を活用した納付ができるようになります。

### 主な取組

- ・令和6年度に庁内関係課により検討し、各公金の収納管理を提供するベンダーと調整し、費用の算出を行います。
- ・令和7年度において、必要なシステム改修を行います。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
eLTAX を活用した公金収納			検討	整備

## 3. マイナンバーカードの普及促進、利活用の推進【重点取組】

### 現状

- ・マイナンバーカードが全ての市民に行き渡っておらず、マイナンバーカードで利用できる手続も限られています。

### 目指す未来

- ・ほぼ全ての市民にマイナンバーカードを行き渡らせて、市民にとって利便性の高いマイナンバーカードを用いる手続を、検討した上で導入します。

### 主な取組

- ・マイナンバーカードの更なる普及を図るため、市民が安心してマイナンバーカードを取得・利用できるよう、各種サポートをより一層推進します。
- ・政府が運営するマイナポータル<sup>(注27)</sup>（びったりサービス）など、マイナンバーカードが便利に使えるような各種手続について調査研究を行い、市民にとって需要があり利便

性が高い手続きを中心にオンライン化を進めます。

【戦略】【官民】	R 4	R 5	R 6	R 7
マイナンバーカードの普及促進、利活用の推進	拡大			

#### 4. セキュリティ対策の徹底【重点取組】

##### 現状

- ・市の情報セキュリティポリシー<sup>(註 17)</sup>が、現在のデジタル化の進展に対応できていません。
- ・市が、どのようなセキュリティ対策を行っているか、市民に伝わっていません。

##### 目指す未来

- ・情報セキュリティポリシーを整備し、市役所のセキュリティ・インシデントを無くすことで、市民の安心と信頼につなげます。
- ・令和6年度までにセキュリティ監査制度を導入し、セキュリティの強化を図ることで、セキュリティ運用の見える化を実現します。

##### 主な取組

- ・県・県警、専門機関などと連携し、庁内の内部事務システムを見直し、セキュリティ向上に向け改修を行います。
- ・最新のデジタル環境に対応できるよう、「矢板市情報セキュリティポリシー」の見直しを行います。
- ・情報セキュリティ監査の制度を整備し、情報が適切に管理・保護されているかを定期的に監査します。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
セキュリティ対策の徹底	整備	継続		
セキュリティ監査制度の導入	検討		整備	継続

## 第2節「デジタルを活用した業務効率の高い市役所」を目指します

市民にとって、利用しやすい市役所を目指し、業務手順や決裁方法、会議の在り方を見直すことで生まれた仕事のゆとりを、新たな市民サービスの充実に注ぎます。

また、業務の効率化を図るだけにとどまらず、これまでの業務のやり方そのものを作り替え、職員にとっても働きやすい「新しい働き方」に対応していきます。

### 1. ガバメントクラウドへの移行【重点取組】

#### 現状

- ・全ての市区町村は令和7年度までに、住民基本台帳、個人住民税などの標準的な業務システムについて、国が整備する共通のガバメントクラウドへの移行を行う必要があることから、検討を行っています。

#### 目指す未来

- ・令和7年度までにガバメントクラウドへ移行することで、業務システムの効率性向上とコスト削減につなげます。

#### 主な取組

- ・ガバメントクラウドに移行する必要がある業務システムの標準化・共通化を行い、令和7年度までに移行を完了します。

【戦略】【官民】	R4	R5	R6	R7
ガバメントクラウドへの移行	検討		整備	

### 2. 徹底した業務プロセス見直しの推進

#### 現状

- ・業務手順の効率化について全庁的な検討が行われておらず、また、活用できるデジタル技術についても知識が不十分です。
- ・デジタル化に伴う関連例規の整備については、業務担当課が行っています。

#### 目指す未来

- ・デジタル技術を活用した業務の見直し事例を庁内で情報共有し、各課の実証実験などによる成果を他業務に応用するなどして、業務プロセスの改善サイクルを確立します。
- ・プロジェクトチームによる関連例規の整備を行うことで知見を蓄積し、各業務分野においてデジタル化に伴う例規整備に適宜対応します。

#### 主な取組

- ・市業務の今後の在り方についてデジタル技術の活用を前提に検討し、業務に携わる職員のデジタルに対する意識改革を行い、また、業務の根拠となるルールの見直しを行います。
- ・最新のデジタル技術や、他自治体事例の紹介、各課所管の業務システムの問題点の情報

収集などを行い、また、先進的な業務システムの実証実験を行うなどして、業務プロセスの更なる改善を行い、それにより生まれた仕事のゆとりを新たな市民サービスの充実に注ぎます。

- ・ B P Rを推進するため、企画調整部門や、例規等整備部門と連携し、デジタルの側面から業務プロセスの関連例規の見直しや関係部門への提案等を行います。

【戦略】【官民】	R 4	R 5	R 6	R 7
業務プロセスの見直し	検討	整備	拡大	
関連例規の整備	検討	整備		

### 3. A I・R P Aなどのデジタルを活用した業務効率化の推進【重点取組】

#### 現状

- ・ A I・R P A<sup>(注11)</sup>等の知識が不足しており、一部業務への適用にとどまっています。
- ・ 公文書管理について、ペーパーレス化がなかなか進みません。
- ・ テレワークやW e b会議の活用が一部の職員にとどまっています。

#### 目指す未来

- ・ A I・R P Aに適合する業務の選定及び導入を行い、業務効率化を図ることで、市民一人一人へのサービス向上と、職員等の事務負担軽減につなげます。
- ・ 紙ベースの公文書を電子文書管理とすることで、検索性の向上と、文書量の削減による書庫保管スペースの 20 %以上の削減を実現します。
- ・ 職員の 30%のテレワーク業務化を行い、多様な働き方と業務継続を実現します。

#### 主な取組

- ・ 市役所の業務の中で、A I・R P Aの効果が期待できる分野を調査・検討し、導入の見通しを立てることで、市民一人一人へのサービス向上と、作業効率化を目指します。
- ・ 市役所における従来型の紙ベースの公文書などについては、文書管理システムの導入でデータ化することにより、全庁的なペーパーレス化を推進します。
- ・ セキュリティを確保したテレワークシステム、W e b会議ソフトと、これらに対応する端末を整備します。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
A I・R P A等の活用による業務効率化	検討		整備	継続
ペーパーレス化の推進	整備	拡大		
職員のテレワークやW e b会議の推進	拡大			

## 4. 災害対策

### 現状

- ・災害時に稼働する機器類に老朽化が見られます。また、災害時に使える情報手段が限られています。

### 目指す未来

- ・災害時等に稼働可能な業務システムを整備し、安定的な業務継続を実現します。

### 主な取組

- ・自家発電設備の更新など、災害時に稼働するための機器類の更新を行います。
- ・市の基幹業務システムにおいては、クラウド<sup>(注16)</sup>化を実施し、被災時の情報資源の安全性を確保しています。今後は基幹業務以外についても、クラウド化を推進します。
- ・ICT-BCP<sup>(注7)</sup>の観点から、自治体クラウドを実施している自治体（自治体クラウド・グループ）間での災害協定の締結を推進します。
- ・避難所におけるインターネット環境は現在、市立の小中学校体育館に設置していますが、今後はそれ以外の避難所についても、環境の拡充について検討します。

【戦略】【官民】	R 4	R 5	R 6	R 7
災害対策	検討	整備	継続	

### 第3節 住みやすい矢板のために「市民生活のデジタル化」を促進します

市民生活のデジタル化を促進することで日常生活（医療・福祉や買い物など各種サービス）を豊かにし、「矢板に来て良かった・住んで良かった」と実感できる、市民の様々な声を取り入れたまちづくりを進めるとともに、デジタルに関する相談の場を構築します。

#### 1. 市民に対するDX支援

##### 現状

- ・市民がデジタルのことで困ったときに相談できる窓口がなく、相談に対応できる人材が不足しています。
- ・市民それぞれのニーズに応じた情報発信が難しく、所管課単位の画一的な発信となっています。

##### 目指す未来

- ・市民向け「お悩み相談室」を設置し、市民の困りごとについて、デジタルを使った解決事例を創出します。
- ・防災行政無線、HP、SNS、やいたぶ、電子メール等の情報発信のあり方を見直し、市民のライフスタイルに応じた適切な情報提供環境を実現します。

##### 主な取組

- ・デジタル化に伴う社会の変化の中、誰もがデジタル技術の恩恵を受けて快適に暮らせるように支援します。
- ・市民向けに「お悩み相談室」を設置し、専門家のアドバイスを得ながら、市民同士がデジタルを介してお互いに手助けや指導をし合う密接なコミュニケーション機会が広がるよう、デジタルに関する相談の場を構築します。
- ・市民が市の情報を適切かつ安全に入手できるように、市が活用している様々な情報発信チャンネルの効果的な発信手法について、専門家の意見を取り入れながら見直します。

【戦略】【官民】	R 4	R 5	R 6	R 7
市民が相談できる場の仕組みづくり	検討	整備	継続	
市の情報発信の充実	検討			整備

## 2. 暮らしのデジタル化の促進

### 現状

- ・市民のニーズに応じたポイント事業や地域通貨などの検討については、未着手です。
- ・市民生活に影響の大きい医療や福祉分野のデジタル化について、現状把握が未着手です。
- ・市民のデジタル化に関する課題や支援策について、現状把握が未着手です。

### 目指す未来

- ・ポイント事業や地域通貨などについて、各関係者と協議・検討し、矢板市に最適な事業の制度設計を行います。
- ・医療・福祉従事者等に対し、デジタル化に関する課題等について把握し、検討した上で市ができる支援を行います。
- ・市民が直面するデジタル化の課題等について把握し、検討した上で市ができる支援を行います。

### 主な取組

- ・市独自の地域ポイント等を統合した地域通貨の発行や、マイナンバーカードとの連携などについて、調査研究を行い実現に向けて検討していきます。
- ・市民生活に影響の大きい医療・福祉分野について、デジタル化の課題等について現状把握を行い、市として可能な支援を検討していきます。
- ・暮らしの中で今後デジタル化が進むことが想定される分野について着目し、デジタルの実装に向けて、調査研究を行います。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
ポイント事業や地域通貨などの検討	検討			整備
医療・福祉分野のデジタル化	検討		整備	継続
子育て支援のデジタル化			整備	拡大
その他暮らしに係るデジタル化			検討	整備

## 3. 社会実装を目指した各種実証実験の推進

### 現状

- ・移動手段や高齢者の見守りなど、市民生活の問題でデジタルが活用できそうな課題について、未着手です。
- ・社会実装を目指した実証実験について、市の推進体制が整っていません。

### 目指す未来

- ・人口減少や少子高齢化が進んでも、デジタル活用により生活基盤の維持や、発展可能な環境を目指します。

### 主な取組

- ・見守りアプリの試験導入など、身近な課題についてデジタルを使った小回りの利いた活

用方法などについて、調査研究を行い実現に向けて検討していきます。

- ・ 自動運転技術について調査研究を行い、市として可能な取組を検討していきます。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
実証実験による生活基盤のデジタル化検討		検討		整備

## 第4節「デジタルを活用した産業の活性化」を推進します

行政と市内企業等が相互に現状認識と情報共有を行い、明確な目標を持った上で、デジタル技術の実証実験等を通じ、地域産業におけるデジタル活用の可能性を追求していきます。また、行政の見える化や地域活性化を実現するため、オープンデータを整備します。

それにより、社会実験や事業開発が行われやすい環境を構築し、新時代に対応した事業の創出や企業の進出を促進します。

### 1. 市内企業等のデジタル化、DXの推進

#### 現状

- ・市内企業等がDXを推進するにあたり、必要な支援を受けるための相談窓口が分かりません。
- ・デジタルが役立ちそうな分野について、市内企業等が取り組む際のバックアップ環境が不足しています。

#### 目指す未来

- ・市内企業等がDXを推進するにあたり、地域活性化起業人等の専門家による相談体制を整備します。
- ・市内企業等のデジタルによる解決事例のモデルケースを創出します。

#### 主な取組

- ・企業等のデジタル化への助成金、補助金等の情報発信だけでなく、就業している人材のデジタル力の底上げ・社内業務効率向上のための企業等が相談できる場の仕組みづくりを行います。
- ・栃木県が実施している「とちぎデジタルハブ」に、矢板市がプレイヤーとして参加し、県との連携のもとで、市内企業等のDX支援を図ります。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
企業等が相談できる場の仕組みづくり	検討		整備	拡大
とちぎデジタルハブとの連携	継続			

### 2. AI・IoT・ロボットなどの最先端技術の利用促進

#### 現状

- ・地域産業を活性化するにあたり、最先端のデジタル技術を導入するための関係機関・団体との連携体制がありません。

#### 目指す未来

- ・関係機関・団体と連携し、最先端技術を活用したスマート化を推進し、地域産業の活性化につなげます。

### 主な取組

- ・商工業や農業、林業などの地域産業において、関係機関・団体とも連携しながら、デジタル機器やAI・IoT・ロボットなどの最先端技術を活用したスマート化を推進し、事業の効率化並びに生産性の向上を図ることで、地域産業の活性化を推進します。
- ・デジタルの活用は今後の地域産業の発展には必要不可欠であるとの認識のもと、社会の動向を注視し、本市の産業にとってプラスになる取組を見出していきます。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
デジタル技術等による地域産業の推進	検討	整備	継続	

## 3. オープンデータの推進

### 現状

- ・オープンデータの連携基盤システムが存在しません。
- ・市が公開しているオープンデータが少なく、事業者等が必要な情報を活用できません。

### 目指す未来

- ・連携基盤システムを構築し、事業者等がオープンデータを活用できるようにします。
- ・オープンデータとして公開可能なものの洗い出し、整備及び公開を順次行います。

### 主な取組

- ・地方公共団体は、官民データ活用推進基本法の趣旨を踏まえてオープンデータを推進することが求められています。公共機関が取得したデータは公共の財産であるとの認識に立ち、公開が可能なデータはオープンデータとして公開することを推進します。

【戦略】【官民】	R 4	R 5	R 6	R 7
オープンデータプラットフォームの構築	検討	整備	継続	拡大
オープンデータの整備公開	整備	拡大		

## 4. データ活用や社会実験を促進するビッグデータの整備とプラットフォームの構築

### 現状

- ・文化スポーツ複合施設が未完成であり、未来技術の実装は、検討段階です。
- ・既存の市の施設の未来技術の検討や、ビッグデータ<sup>(注23)</sup>の整備は未着手です。

### 目指す未来

- ・令和6年度に完成予定の文化スポーツ複合施設にスポーツテック<sup>(注18)</sup>やヘルステック<sup>(注26)</sup>などの未来技術を実装し、データ取得可能な環境を整備します。
- ・市の施設への未来技術の活用や、ビッグデータが得られる環境を検討・整備することで、

施設の価値向上及び研究データの充実につなげます。

**主な取組**

- ・デジタル化に係る未来技術について継続的に調査研究を行い、市民の暮らしをより良くするよう積極的に活用していきます。
- ・令和6年度に竣工予定の文化スポーツ複合施設において、利用者の運動能力データやスポーツ・健康データを蓄積するとともに、利便性の高いビッグデータを整備していきます。
- ・既存の市の施設についても、未来技術の検討と実証実験を行います。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
文化スポーツ複合施設整備	整備		継続	
文化スポーツ複合施設への未来技術の実装	整備		継続	
既存施設の未来技術の活用	検討	整備	継続	

## 5. 超高速通信環境の早期整備

**現状**

- ・矢板市において、5Gエリアが市街地でもほとんどカバーされていません。

**目指す未来**

- ・令和5年度までに矢板市市街地における5Gエリアカバー、達成後はさらなる拡大を事業者に要望し、市内企業等のデジタル化の基盤を強化します。

**主な取組**

- ・5Gをはじめとする超高速通信環境の整備は、デジタル化を推進する上で欠かすことのできないものであるため、早期整備と市内エリア拡大について関係機関への働きかけを行います。
- ・スマート農林業や遠隔医療などに対応するための特定エリアの超高速通信環境の整備について、市として需要を把握し、可能な限り支援していきます。

【戦略】	R 4	R 5	R 6	R 7
矢板市における超高速通信環境の早期整備	検討	整備	拡大	

## 第5節「新時代に対応した人“財”づくり」を推進します

加速度的に社会のデジタル変革が進む中で、その流れから誰一人取り残さないために、新たな技術や新しい生活様式に対応できる人“財”の育成を進めます。

市内の様々な分野に対して、デジタル社会に適応する学びを進めていきます。

### 1. 市民に対する学びの提供

#### 現状

・高齢者などデジタルに触れる機会が少ない市民に対して、デジタルの知識を身に着けるための学びの場があまりありません。

#### 目指す未来

・市が主催する出前講座を年2回以上実施し、市民のデジタルに関する知識の向上を実現します。

#### 主な取組

・年齢・地域・身体的条件などに左右されず、誰もがデジタル技術の恩恵を受けて快適に暮らせるように、市民が適切に情報を取得し、デジタル技術を活用したサービスを受けられるよう、出前講座を実施します。

【戦略】【官民】	R 4	R 5	R 6	R 7
出前講座の実施	整備	継続		

### 2. 地域におけるデジタル人材の確保育成

#### 現状

・スマートフォンの操作など、ちょっとしたデジタルのことについて、気軽に相談できるところが限られています。

#### 目指す未来

・国のデジタル推進委員制度と連携して、地域デジタルリーダーの任命・研修を実施し、地域のデジタルの相談体制を整えます。

#### 主な取組

・地域がDXによる社会変革の中で活発に活動していくため、どこで、何に、どのような用途でデジタルが必要なのか、あるいはどのような場面で活用すると、どのような効果が期待できるのか判断・見極め等ができる、「気軽に相談できる地域のデジタル相談役」の役割を担う人材を、研修等を通じて育成していきます。

【戦略】【官民】	R 4	R 5	R 6	R 7
地域デジタルリーダーの育成支援	検討		整備	拡大

### 3. 社会変革の中でも市民に必要とされる職員の育成

#### 現状

- ・システム調達について効果的・効率的に提案ができる職員が不足しています。
- ・自治体DXのことについて、職員が学ぶ機会があまりありません。
- ・職員がデジタルで悩んだ時の相談事例について、解決策の情報共有が不十分です。

#### 目指す未来

- ・システム調達ができる内部人材育成を進め、市役所のシステム運営の最適化を推進します。
- ・職員向けのDX研修を年1回以上実施し、デジタルリテラシー向上とデジタル側面の業務効率化の気づきにつなげます。
- ・相談事例の解決50%以上を目指します。また、解決事例について庁内への情報共有を行います。
- ・地域課題や市民の困りごとについて、社会変革の中でも柔軟に対応できる職員の育成に努めます。

#### 主な取組

- ・システム調達から運用管理に至るまで、必要な専門性を発揮できる市職員の計画的な内部育成に努めます。
- ・自治体DXを推進し、継続していくためにも、外部人材の視点も取り入れながら、職員向けのDX研修を通して職員の人材育成を行っていきます。
- ・職員のデジタルの悩みを集積し、解決していく取組として、地域活性化起業人制度を活用し、令和3年度から実施している「デジタルお悩み相談室」を継続して実施していきます。

【戦略】	R4	R5	R6	R7
デジタルの核となる職員の内部育成		検討		整備
DX研修（職員向け）	整備	継続		
デジタルお悩み相談室（職員向け）	拡大		継続	

### 4. GIGAスクール構想を通じたデジタル教育の更なる推進

#### 現状

- ・児童生徒一人1台タブレット端末を配備し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けてタブレット端末を活用しています。
- ・市では、指導者用デジタル教科書やAI型ドリル、学校電子図書館などの学習に使うアプリを導入しています。

#### 目指す未来

- ・多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育のICT環境を実現します。

- ・従来の学校教育と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の能力を最大限引き出せるようにします。

**主な取組**

- ・市内小中学校におけるICT活用を推進するGIGAスクールリーダーを各学校1名、ICT活用推進教員を1名配置し、児童生徒が新しい時代で活躍するために必要な資質・能力を身に付けるよう取り組んでいます。
- ・GIGAスクール構想<sup>(注5)</sup>により高速ネットワークの整備が進んだことから、ICTの効果的な活用方法について更に研究を進め、更なる教育環境の充実や教員の働き方改革につなげていきます。

【戦略】	R4	R5	R6	R7
GIGAスクール構想の更なる推進	継続			
デジタル授業や教育に関する新たな取組の研究	継続			

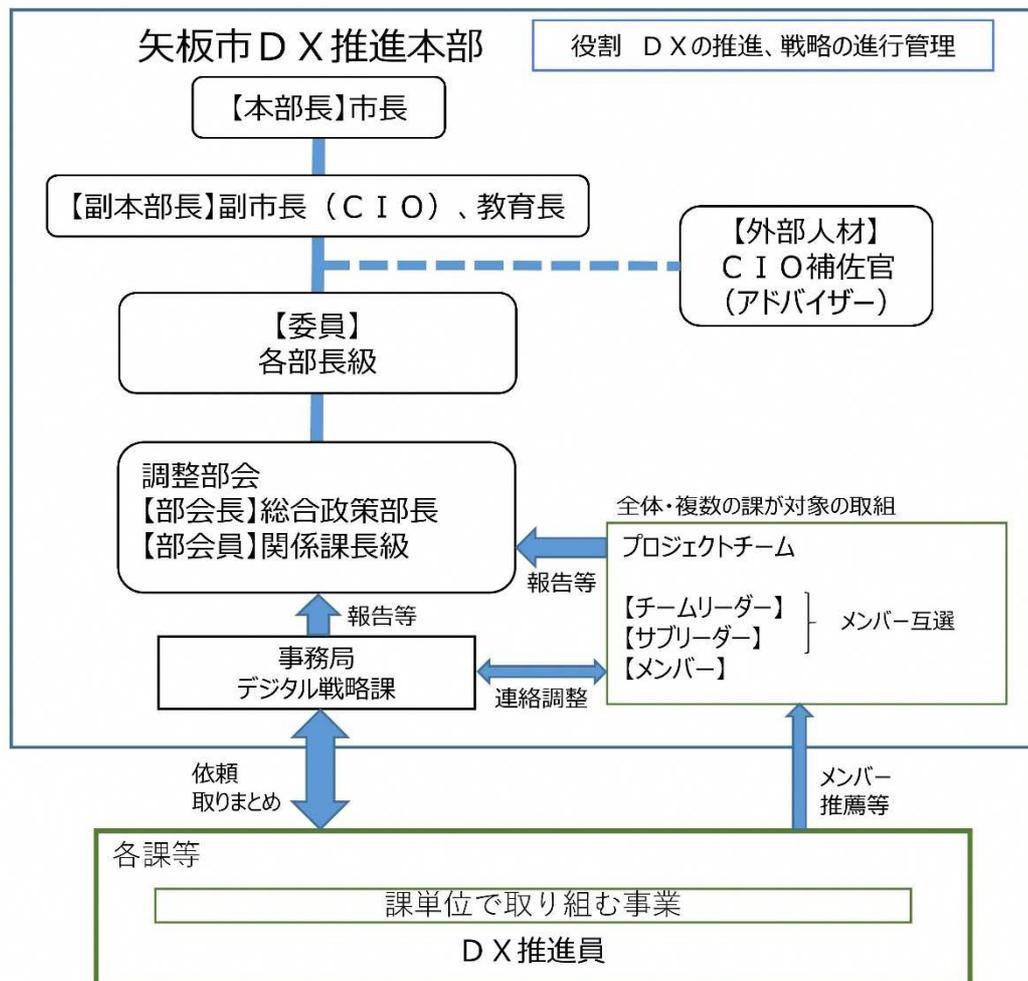
## 第7章 戦略の推進と進行管理

### 第1節 戦略の推進体制

本戦略を実現するためには、市民と地域、そして関係する行政機関等が一致団結して取り組んでいく必要があります。また、デジタルの分野においては、そのベースとなる技術革新のスピードが著しいため、これらの技術上の変化にいち早く対応することが重要です。そのため、必要に応じて外部有識者によるCIO<sup>(注3)</sup>補佐官を設置し、最新の技術に関する情報を得ながら意思決定できる体制とします。

矢板市DX推進本部は、本部長（市長）、副本部長（副市長（CIO）及び教育長）、委員（各部長級）、調整部会（関係課長級）及び民間の外部有識者で構成し、本市におけるデジタル事案全般において審議決定及び本戦略の改定を行います。

複数の部署又は全体に影響を及ぼすような重要な事案については、推進本部の決定を経てプロジェクトチームを構成し、当該事案に係る検討から実施に至るまでをサポートします。



## 第2節 戦略の進行管理

デジタル戦略を展開するには、これからのデジタル化の潮流に臨機応変に対応できなければなりません。

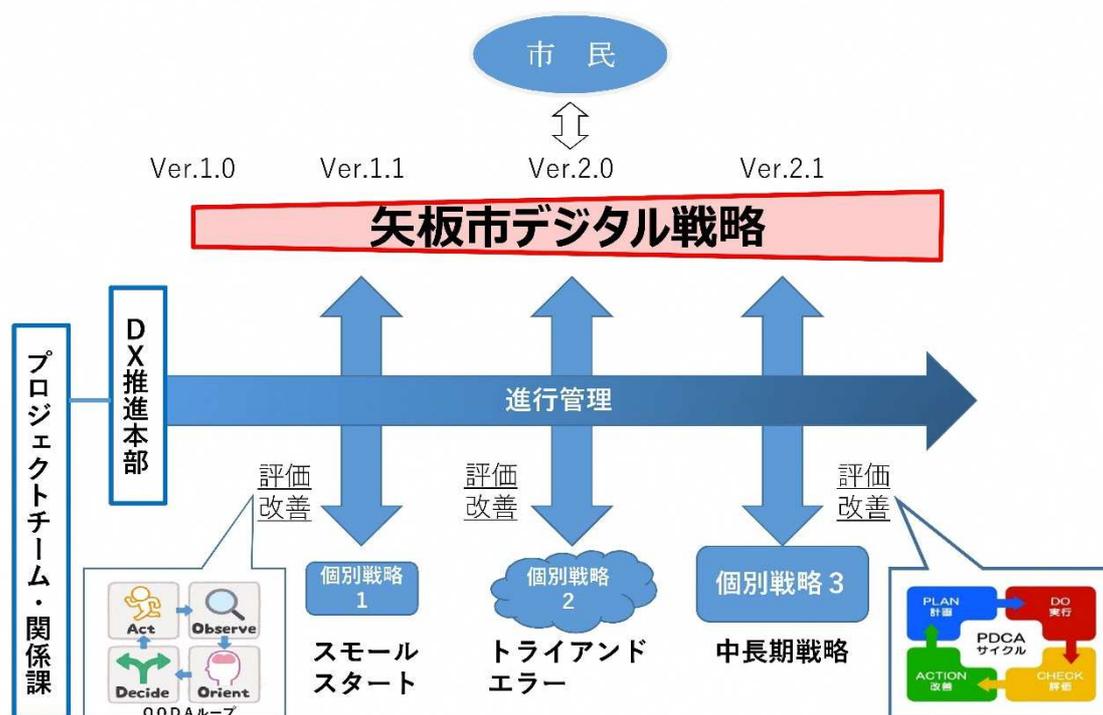
本戦略の進行管理としては、第6章で示した個別戦略について、即着手できるものからスモールスタート<sup>(注19)</sup>し、新しい技術などを用いる場合にはトライアンドエラー<sup>(注22)</sup>による改善を進め、取組に要する費用と時間を最小限に抑えます。

それぞれの戦略は、複数年にまたがるものはPDCA<sup>(注10)</sup>サイクルを基本とし、短期的なものはOODA<sup>(注9)</sup>ループを用いるなどして評価を行います。

また、本戦略は、国・県の施策や動向をチェックしながら、個別戦略の成果に基づいて検討を継続し、中長期的視点に立った研究や検討を行ったうえで、戦略自体をバージョンアップ（改定）するものとします。

基本的な方針に関わるものは、矢板市DX推進本部による審議のほか、パブリックコメント等により、市民の意見を反映して改定を行います（メジャーバージョンアップ）。

また、個別戦略の追加変更にかかるものについては、DX推進本部による審議により、必要に応じて改定を行います（マイナーバージョンアップ）。



バージョンの表記 Ver. 版数. 枝番

メジャーバージョンアップの場合 版数をアップ

マイナーバージョンアップの場合 枝番をアップ

## 用語集

注番号	用語	説明
1	A I	Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス) の略。人工知能のこと。コンピュータを使って、学習、推論、判断など人間の知能の働きの一部を人工的に実現したもの
2	B P R	Business Process Re-engineering (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング) の略。既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れ(ビジネスプロセス)を最適化する観点から再構築すること
3	C I O	Chief Information Officer (チーフ・インフォメーション・オフィサー) の略。C I Oは、自治体におけるすべてのネットワーク、情報システムなどの情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有することとしている
4	E B P M	Evidence Based Policy Making (エビデンス・ベース・ポリシー・メイキング) の略。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする
5	G I G Aスクール構想	小学校の児童、中学校の生徒に1人1台の端末配備と全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子ども達に最適化された創造性を育む教育を実現する構想
6	I C T	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているI T (Information Technology (インフォメーション・テクノロジー)) に代わる言葉として使われているもの
7	I C T-B C P	I C T部門の業務継続計画(B C P Business Continuity Plan) のこと。災害時に自庁舎が被災しても、I C T資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保するもの

注番号	用語	説明
8	I o T	Internet of Things (インターネット・オブ・シングス) の略。自動車・家電・ロボット・施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトのこと
9	O O D A	「Observe (観察、情報収集)」、「Orient (状況、方向性判断)」、「Decide (意思決定)」、「Act (行動、実行)」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの。P D C A と異なり、計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定を行うことができる
10	P D C A	マネジメントサイクルの 1 つで、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) のプロセスを順に実施し、最後の Action では Check の結果から、次回の Plan に結び付けるらせん状のプロセスを繰り返し継続的な業務改善活動を推進する手法のこと
11	R P A	Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略。人間がパソコンを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替する概念のこと
12	S o c i e t y 5 . 0	狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 <sup>(註 24)</sup> (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会 (Society) を指す
13	S D G s	Sustainable Development Goals (サステナブル・デベロップメント・ゴールズ) の略、持続可能な開発目標と訳される。2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標
14	S N S	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと

注番号	用語	説明
15	オープンデータ	許可されたルールの範囲内で、複製、加工、頒布などが無償で行えるデータで、機械で読み取りできるもの
16	クラウド、クラウドサービス	ユーザーが設備やソフトウェアを持たなくても、インターネットを通じて、サービスを必要な時に必要な分だけ利用する考え方またはそのサービスのこと
17	情報セキュリティポリシー	組織が定める、情報セキュリティに関する方針・行動指針のこと。組織の持つ情報資産を内外からどのように守るかを具体的に示すもの
18	スポーツテック	「Sports」と「Technology」を組み合わせた造語。スポーツに関連する様々な事例に導入される最新のテクノロジーやその概念を指す
19	スモールスタート	新たな事業を立ち上げる際に、機能やサービスを限定するなどして小規模に展開し、需要の増大などに応じて順次規模を拡大させていくこと
20	デジタルデバイド	情報通信技術を利用して恩恵を受ける者と、利用できずに恩恵を受けられない者との間に生ずる、知識・機会・貧富などの格差のこと
21	デジタル手続法	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の略称
22	トライアンドエラー	新しい課題において、思いつく方法を次々に試みて失敗を重ねていくうちに、軌道修正して成功に導く方式
23	ビッグデータ	事業に役立つ知見を得るための様々なデータのこと
24	フィジカル空間	現実空間のこと。仮想空間を表す「サイバー空間」との対比で使用される
25	プラットフォーム	IT の分野では、ある機器やソフトウェアを動作させるのに必要な、基盤となる装置やソフトウェア、サービス、あるいはそれらの組み合わせ（動作環境）のことを指す
26	ヘルステック	健康を意味するヘルス（Health）とテクノロジー（Technology）を組み合わせた造語。健康に関する最新のテクノロジーやその概念を指す

注番号	用語	説明
27	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップで可能なウェブサイトの名称
28	マイナンバーカード	自分のマイナンバーを証明するためのカード。身分証として使用できるほか、市区町村窓口に行かなくても行政手続がオンラインで行うことができ、各証明書をコンビニでも取得することができる

改訂履歴	
令和4年11月1日	初版 (Ver. 1.0)
令和5年6月1日	自治体DX推進計画2.0 (総務省) に対応 (Ver. 1.1)
令和6年6月25日	自治体DX推進計画2.3、3.0 (総務省) に対応 (Ver. 1.2)



## 矢板市デジタル戦略

### (兼 矢板市官民データ活用推進計画)

令和4年(2022年)11月

矢板市総合政策部総合政策課デジタル戦略推進室

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

TEL : 0287-43-1170 FAX : 0287-44-1637

メール : [densan@city.yaita.tochigi.jp](mailto:densan@city.yaita.tochigi.jp)